

県土整備部 許認可事務等一覧

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
90	港湾課	港政	同左	同左	公有水面埋立免許	<p>公有水面埋立法</p> <p>(1) 次に掲げる事項を記載した願書 ○氏名又は名称及び住所 ○埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域 ○埋立地の用途 ○設計の概要 ○埋立に関する工事の施行に要する期間 (2) 埋立区域及び埋立工事の施行区域を表示した図面 (3) 設計の概要を表示した図面 (4) 資金計画書 (5) 埋立地を他人に譲渡等することを主目的とする埋立にあつてはその処分方法及び予定価格を記載した書面 (6) 個人にあつては、戸籍抄本又は住民票の写し (7) 法人（公共団体を除く。次号において同じ。）を設立しようとするものにあつては、①定款又は寄附行為の謄本、②発起人、社員又は設立者の名簿、③株式の引受け等の状況又は見込みを記載した書類 (8) 既存の法人にあつては、①定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書、②最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (9) 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真 (10) 埋立土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書 (11) 埋立工事に要する費用の調達方法を証する書類 (12) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (13) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書 (14) 公共施設の配置及び規模について説明した図書 (15) 公有水面埋立法施行令第7条に規定する法人にあつては、同条第二号に適合することを証する書類 (16) 法第四条第三項の権利を有する者がある場合にあつては、その者の同意を得たことを証する書類又は同意が得られない旨及びその事由を記載した書類 (17) 公有水面の利用に関して設置した施設で埋立てのためにその効用が妨げられるものがある場合にあつては、当該施設の種類及び設置者を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人が公共団体又は施行令第7条の法人であるか ・埋立てにより地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて、原意重大な意味をもっている干潟、浅海海浜等が失われないこと ・古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋立てではないこと ・周辺の土地利用の現況からみて不釣り合いな土地利用ではないこと ・埋立て地の用途が周辺区域の都市計画法に基づく都市計画の内容と調和していること ・埋立ての規模及び位置が港湾法に基づく港湾計画に定められた土地の造成に関する計画からみて適正かつ合理的であること ・一般廃棄物その他の廃棄物を利用して行われる埋立てにあつては、その規模及び位置が港湾法に基づく港湾計画に定められた廃棄物の処理に関する計画からみて適正かつ合理的であること、等 	なし (ただし、免許料（埋立地の価額の3%）の徴収あり)	公有水面の埋立を行う前まで (事前許可が必要)	45日	0985-26-7188
91	港湾課	港政	同左	同左	出願事項の変更の許可	<p>公有水面埋立法</p> <p>(埋立区域の縮小の場合) (1) 許可申請書 (2) 埋立区域及び埋立工事の施行区域を表示した図面 (3) 設計の概要を表示した図面 (4) 資金計画書 (5) 埋立地を他人に譲渡等することを主目的とする埋立にあつてはその処分方法及び予定価格を記載した書面 (6) 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真 (7) 埋立土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書 (8) 埋立工事に要する費用の調達方法を証する書類 (9) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (10) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書 (11) 公共施設の配置及び規模について説明した図書 (埋立地の用途の変更の場合) (1) 許可申請書 (2) 埋立地を他人に譲渡等することを主目的とする埋立にあつてはその処分方法及び予定価格を記載した書面 (3) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (4) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書 (5) 公共施設の配置及び規模について説明した図書 (設計の概要の変更の場合) (1) 許可申請書 (2) 設計の概要を表示した図面 (3) 資金計画書 (4) 埋立地を他人に譲渡等することを主目的とする埋立にあつてはその処分方法及び予定価格を記載した書面 (5) 埋立土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書 (6) 埋立工事に要する費用の調達方法を証する書類 (7) 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (8) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立てにより地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて、原意重大な意味をもっている干潟、浅海海浜等が失われないこと ・古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋立てではないこと ・周辺の土地利用の現況からみて不釣り合いな土地利用ではないこと ・埋立て地の用途が周辺区域の都市計画法に基づく都市計画の内容と調和していること ・埋立ての規模及び位置が港湾法に基づく港湾計画に定められた土地の造成に関する計画からみて適正かつ合理的であること ・一般廃棄物その他の廃棄物を利用して行われる埋立てにあつては、その規模及び位置が港湾法に基づく港湾計画に定められた廃棄物の処理に関する計画からみて適正かつ合理的であること、等 	なし	出願事項を変更する前まで (事前許可が必要)	35日	0985-26-7188
92	港湾課	港政	同左	同左	他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	<p>公有水面埋立法</p> <p>立入り又は一時使用許可申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立の免許を受けた者であること ・埋立に関する測量又は工事のために必要があること 	なし	立入り等を行う前まで (事前許可が必要)	15日	0985-26-7188

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
93	港湾課	港政	同左	同左	埋立権の譲渡の許可	公有水面埋立法	(1) 許可申請書 (2) 譲受人に関する次の書類 ○個人にあつては、戸籍抄本又は住民票の写し ○法人（公共団体を除く。次号において同じ。）を設立しようとするものにあつては、①定款又は寄附行為の謄本、②発起人、社員又は設立者の名簿、③株式の引受け等の状況又は見込みを記載した書類 ○既存の法人にあつては、①定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書、②最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書 (3) 譲渡契約書の写し (4) 譲渡価額の算定の基礎を記載した書類 (5) 譲渡の時までの埋立てに関する工事に要した費用の額及び譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用の額の明細書 (6) 譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類	・出願人が公共団体又は施行令第7条の法人であるか ・埋立てにより地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて、原意重大な意味をもっている干潟、浅海海浜等が失われないこと ・古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋立てではないこと ・周辺の土地利用の現況からみて不釣り合いな土地利用ではないこと ・埋立て地の用途が周辺区域の都市計画法に基づく都市計画の内容と調和していること ・埋立ての規模及び位置が港湾法に基づく港湾計画に定められた土地の造成に関する計画からみて適正かつ合理的であること ・一般廃棄物その他の廃棄物を利用して行われる埋立てにあつては、その規模及び位置が港湾法に基づく港湾計画に定められた廃棄物の処理に関する計画からみて適正かつ合理的であること、等	なし	埋立免許取得後、工事竣工前まで (許可は譲渡の効力要件)	15日	0985-26-7188
94	港湾課	港政	同左	同左	竣工認可	公有水面埋立法	(1) 申請書 (2) 実測平面図 (3) 求積平面図	・免許条件及び計画書どおり施行され、免許の用途に供することができる状態であること	なし	工事竣工後、遅滞なく	20日	0985-26-7188
95	港湾課	港政	同左	同左	竣工認可前の埋立地使用の許可	公有水面埋立法	(1) 申請書 (2) 工作物の設置に係る埋立地の区域を表示した図面 (3) 工作物の設計図 (4) 埋立区域の埋立ての現況を表示した図面	・埋立に関する工事でない工作物の設置であること	なし	埋立免許取得後、工事竣工前まで (事前許可が必要)	15日	0985-26-7188
96	港湾課	港政	同左	同左	埋立地に関する権利の処分の許可	公有水面埋立法	(1) 申請書 (2) 権利の移転又は設定に係る埋立地の区域を表示した図面 (3) 権利の移転又は設定の契約書の写し (4) 権利の移転又は設定に係る埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	・（埋立地に関する権利の移転又は許可の相手方が公募でない場合）埋立地が法第11条又は第13条に基づく告示の用途に供せざることについて、やむを得ない事由があること	なし	竣工認可告示日から起算して10年間 (許可は権利の処分の効力要件)	15日	0985-26-7188
97	港湾課	港政	同左	同左	埋立地の用途と異なる利用の許可	公有水面埋立法	(1) 申請書 (2) 用途変更に係る埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	・出願人が公共団体又は施行令第7条の法人であるか ・埋立てにより地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて、原意重大な意味をもっている干潟、浅海海浜等が失われないこと ・古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋立てではないこと ・周辺の土地利用の現況からみて不釣り合いな土地利用ではないこと ・埋立て地の用途が周辺区域の都市計画法に基づく都市計画の内容と調和していること ・埋立ての規模及び位置が港湾法に基づく港湾計画に定められた土地の造成に関する計画からみて適正かつ合理的であること ・一般廃棄物その他の廃棄物を利用して行われる埋立てにあつては、その規模及び位置が港湾法に基づく港湾計画に定められた廃棄物の処理に関する計画からみて適正かつ合理的であること、等	なし	竣工認可告示日から起算して10年間 (許可は権利の処分の効力要件)	15日	0985-26-7188
98	港湾課	港政	同左	同左	失効した免許の効力復活処分	公有水面埋立法	(1) 免許失効を宥恕すべき事由を記載した申請書	・知事が特別の理由があると認めるに足りる理由があること	なし	失効日から起算して3月以内	15日	0985-26-7188
99	港湾課	港政	同左	同左	免許失効の場合の原状回復義務の免除	公有水面埋立法	(1) 原状回復不要又は不能である事由を記載した申請書	・知事が特別の理由があると認めるに足りる理由があること	なし	免許失効後、催告前まで	15日	0985-26-7188

	主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
100	港湾課	港政	同左	同左	無免許埋立に対する原状回復義務の免除	公有水面埋立法	免許失効の場合の原状回復義務の免除に準じる。	・知事が特別の理由があると認めるに足りる理由があること	なし	無免許埋立後、催告前まで	15日	0985-26-7188
101	港湾課	港政	同左	同左	水面権利者に対する補償の裁定等	公有水面埋立法	(1)申請の目的及び事由を記載した申請書 (2)協議不調のときはその顛末書 (3)協議不能のときはその理由書	・知事が特別の理由があると認めるに足りる理由があること	なし	協議不調又は不能となった後	15日	0985-26-7188
102	港湾課	港政	同左	同左	損害賠償等の請求可能な施設の設置の許可	公有水面埋立法施行令	公有水面埋立の許可に準じる。	・知事が特別の理由があると認めるに足りる理由があること	なし	協議不調又は不能となった後	30日	0985-26-7188
103	港湾課	港政	同左	同左	水域（公共空地）占有許可申請書	港湾法	・占有許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・求積図 ・構造図 ・横断面図 ・縦断面図 ・設計書 ・仕様書 ・利害関係者の承諾書 ・事業計画書	・港湾の利用若しくは保全に著しい支障を与えるおそれがないこと ・港湾計画の遂行を著しく阻害するおそれがないこと ・その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるおそれがないこと、等	なし	なし	10日	0985-26-7188
104	港湾課	港政	同左	同左	水域（公共空地）内土砂採取許可申請書	港湾法	・許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・横断面図 ・利害関係者の承諾書 ・砂利採取業者の場合は、事業計画書	・港湾の利用若しくは保全に著しい支障を与えるおそれがないこと ・港湾計画の遂行を著しく阻害するおそれがないこと ・その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるおそれがないこと、等	なし	なし	10日	0985-26-7188
105	港湾課	港政	同左	同左	港湾施設等建設（改良）許可申請書	港湾法	・許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・構造図 ・横断面図 ・縦断面図 ・設計書 ・仕様書 ・利害関係者の承諾書	・港湾の利用若しくは保全に著しい支障を与えるおそれがないこと ・港湾計画の遂行を著しく阻害するおそれがないこと ・その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるおそれがないこと、等	なし	なし	10日	0985-26-7188
106	港湾課	港政	同左	同左	廃棄投棄許可申請書	港湾法	・許可申請書 ・位置図 ・平面図 ・利害関係者の承諾書 ・役員名簿（法人）	・港湾の利用若しくは保全に著しい支障を与えるおそれがないこと ・港湾計画の遂行を著しく阻害するおそれがないこと ・その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるおそれがないこと、等	なし	なし	10日	0985-26-7188
107	港湾課	港政	同左	同左	許可事項の変更の許可	港湾法	・申請書 ・位置図 ・平面図 ・求積図 ・構造図 ・横断面図 ・縦断面図 ・設計書及び新旧対照表 ・仕様書 ・許可指令書写し ・船舶検査証書及び船舶検査手帳の写し ・船舶の写真	・港湾の利用若しくは保全に著しい支障を与えるおそれがないこと ・港湾計画の遂行を著しく阻害するおそれがないこと ・その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるおそれがないこと、等	なし	なし	未設定	0985-26-7188

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
108	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	係留施設等目的外 使用許可	港湾管理条例 ・申請書 ・位置図 ・平面図	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
109	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	係留施設使用等許可（移動申請、停泊場所指定願等、入港前手続きについて）	港湾管理条例 ・申請書	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
110	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	係留施設（プレジャーボート係留用施設）使用許可 申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・運転免許証又は小型船舶操縦免許証の写し、いずれもない場合は本人確認ができるもの ・船舶検査証書及び船舶検査手帳の写し ・使用条件確認書 ・申請人が船舶の占有権者又は使用権者の場合、当該船舶の占有権者又は使用権者であることを示す書類及び小型船舶登録原簿の一部	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
111	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	係留施設（浮浅橋）・ポートヤード使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・船舶検査証書及び船舶検査手帳の写し ・船舶の写真 ・申請人の住民票又は運転免許証の写し ・共同所有者名簿（共同所有者がある場合）	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと ・漁船、遊漁船、ろかい船その他これらに類する無動力船ではないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
112	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	遊漁船に係る係留施設（浅橋、岸壁、物揚場及び船揚場）使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・船舶検査証書及び船舶検査手帳の写し ・船舶の写真 ・申請人の住民票又は運転免許証の写し	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
113	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	港湾施設（荷さばき地等）使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・上屋、荷さばき地又は野積場の場合は、位置図及び使用面積の求積図 ・役員名簿（法人）	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
114	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	ひき船使用許可申請書兼配船希望願	港湾管理条例 ・申請書	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
115	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	船舶給水施設使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
116	港湾課	港政	指定管理者	同左	マリーナ研修室使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・役員名簿（法人）	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
117	港湾課	港政	指定管理者	同左	艇庫会議室使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・役員名簿（法人）	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
118	港湾課	港政	指定管理者	同左	メンテナンスヤード・上下架施設・マリーナ船台使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・船舶検査証書及び船舶検査手帳の写し ・船舶の写真 ・申請人の住民票又は運転免許証の写し ・共同所有者名簿（共同所有者がある場合）	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
119	港湾課	港政	教育庁スポーツ振興課 指定管理者	同左	艇庫使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・船舶の写真 ・共同所有者名簿（共同所有者がある場合）	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
120	港湾課	港政	教育庁スポーツ振興課 指定管理者	同左	ディンギーヤード使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・船舶の写真 ・共同所有者名簿（共同所有者がある場合）	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
121	港湾課	港政	指定管理者	同左	マリーナ多目的広場使用許可申請書	港湾管理条例 ・申請書 ・位置図、実測平面図、求積図その他使用の実施方法がわかる図面 ・計画書、予定プログラム等参考となる資料 ・使用に関し他の法令の許可等が必要な場合は、その許可書の写し ・役員名簿（法人）	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	5日	0985-26-7188
122	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	許可事項の変更の許可	港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則 ・申請書 ・位置図 ・設計書及び新旧対照表 ・仕様書 ・許可指令書写し ・新旧対照図	・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと ・港湾施設を損傷し、又は滅失するおそれがないこと ・その他港湾施設の管理運営上支障がないこと等	なし	なし	未設定	0985-26-7188

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先
123	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	原状回復の除外の許可	港湾管理条例 ・申請書（様式の定めなし）	・知事が特別の理由があると認めるに足りる理由があること	なし	なし	未設定	0985-26-7188
124	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	海岸保全区域の占用の許可 （港湾管理者所管分）	海岸法 ・申請書 ・位置図 ・平面図 ・求積図 ・横断面図	・土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をする（昭和31年11月10日海岸法の施行について） ・申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼす恐れがないこと（海岸法第7条第2項） ・海岸法第8条の2の1号及び該当する区域に限っては2～4号に挙げられた行為に該当しないこと	なし	なし	10日	0985-26-7188
125	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	土石採取の許可 （港湾管理者所管分）	海岸法 ・申請書 ・位置図 ・平面図 ・横断面図 ・縦断面図 ・利害関係人同意書	・土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をする（昭和31年11月10日海岸法の施行について） ・申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼす恐れがないこと（海岸法第7条第2項） ・海岸法第8条の2の1号及び該当する区域に限っては2～4号に挙げられた行為に該当しないこと	なし	なし	10日	0985-26-7188
126	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	施設等の新設（改築）の許可 （港湾区域・港湾隣接地域内）	海岸法 ・申請書 ・位置図 ・平面図 ・求積図 ・横断面図 ・縦断面図 ・構造図 ・仕様書 ・利害関係人同意書	・土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をする（昭和31年11月10日海岸法の施行について） ・申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼす恐れがないこと（海岸法第7条第2項） ・海岸法第8条の2の1号及び該当する区域に限っては2～4号に挙げられた行為に該当しないこと	なし	なし	10日	0985-26-7188
127	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	土地の掘削等の許可 （港湾管理者所管分）	海岸法 ・申請書 ・位置図 ・平面図 ・求積図 ・横断面図 ・縦断面図 ・土量計算書 ・仕様書 ・利害関係人同意書	・土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をする（昭和31年11月10日海岸法の施行について） ・申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼす恐れがないこと（海岸法第7条第2項） ・海岸法第8条の2の1号及び該当する区域に限っては2～4号に挙げられた行為に該当しないこと	なし	なし	10日	0985-26-7188

主管課名	担当名	申請窓口	許認可事務	許認可等の種類	根拠法令等	申請に必要な書類	許認可等の要件	必要な手数料	申請期限	標準処理期間	問合せ先	
128	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	海岸保全施設の工事施行承認 (港湾管理者所管分)	海岸法	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・位置図 ・平面図 ・横断面図 ・縦断面図 ・構造図 ・設計書 ・仕様書 ・利害関係人同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸法第14条に規定する現技術上の基準に基づいていること（海岸法第14条第3項については、平成16年3月23日海岸保全施設の技術上の基準を定める省令による） 	なし	なし	10日	0985-26-7188
129	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	占用許可の更新 (港湾管理者所管分)	海岸法施行細則	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・位置図 ・平面図 ・利害関係人同意書 ・前許可書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸法施行細則第3条第1項による許可の期間満了後引き続いて占用しようとする者で、許可期間満了の30日前までに許可更新申請をした者 	なし	なし	10日	0985-26-7188
130	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	土石採取許可期間の延長 (港湾管理者所管分)	海岸法施行細則	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・位置図 ・平面図 ・利害関係人同意書 ・前許可書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸法第8条第1項及び第37条の5第1号の規定に基づく許可を受けた期間に天災その他不可抗力により土石を採取することができない者又はできなかった者で、この事故の終了した日から7日以内の者 	なし	なし	10日	0985-26-7188
131	港湾課	港政	串間土木、中部港湾、北部港湾事務所 管理担当 油津港湾事務所 港営担当	同左	許可に基づく権利の譲渡許可 (港湾管理者所管分)	海岸法施行細則	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・位置図 ・平面図 ・許可書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を譲渡する者と譲渡される者が連名で申請書を提出すること 	なし	なし	10日	0985-26-7188